

令和6年度

保存版

学校いじめ防止基本方針



岡崎市立岩津中学校



岩津中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に全教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての生徒に関わる問題である。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。そのために、様々な教育活動の中で、いじめの防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」）に取り組み、いじめを生み出さない学校の風土をつくらなくてはならない。

生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

明るく、活力にあふれ、信頼され、変化に対応する学校

- ①分かる・できる喜びが味わえ、生徒一人一人の居場所がある学校
- ②規範意識と自治意識を身につけさせ、個と集団を高める学校
- ③教育の成果を生徒の姿で示すことで、保護者や地域の方々から信頼される学校
- ④社会の変化を受け止め、柔軟に対応する学校

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

企画委員（校長、教頭、教務主任、校務主任、校務主任補佐）、いじめ不登校対策主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等で構成する。

いじめの定義について

この基本方針において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（例：いじめ問題対策委員会）を活用し、組織的に判断することが求められている。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」の体制づくり

- ・ 道徳の授業を充実させ、命の大切さや、自分を含めた周りの人を大切にすることを養う。
- ・ 定期テスト期間中等に生徒との個別面談を進め、生徒の生活状況や悩みなどを把握し、適切な助言や支援を行う。
- ・ 月に1回「振り返りアンケート」を行い、学習状況や、理解度、思いを把握し、早期の対応ができるようにする。

イ 「岩津中学校 いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。(学校評価アンケートは、3学期に1回実施)

ウ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「岩津中学校 いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。その際、スクールカウンセラー等の助言を仰ぐ。
- ・ 教育相談アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

エ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、岩中だよりや岩中ホームページ・岩中S Iメール等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

オ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

(2) 「いじめ防止対策組織」の基本理念

生徒が幸せになることを最優先に行動する

- フットワークを軽く。(生徒に寄り添う)
- ネットワークの密度を濃く。(常に新しい情報交換で生徒理解をする)
- チームワーク良く。(問題を一人で抱え込まないで複数で対応する)
- 被害生徒の立場に立ち、生徒の苦しみ・辛さを理解して指導にあたる。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の思いや努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに生徒が巻き込まれることを未然に防ぐために、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育を充実する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教育相談アンケートや教育相談を毎学期定期的に実施（教育相談アンケート年5回）したり、月1回の振り返りアンケートなどをしたりして、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。「キッズ岡崎こころの電話相談」について周知する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(備 考)

1. 学校の教職員、その他の生徒等からの相談に応じる者及び生徒等の保護者は、生徒等からいじめに係る相談を受けた場合、またはいじめの疑いがあると思われるときは、いじめを受けたと思われる生徒等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる。
2. 学校は、通報を受けたとき、その他在籍する生徒等がいじめを受けている疑いがあると思われるときは、速やかに学校いじめ対策組織において当該いじめに係る情報を共有し、迅速かつ組織的に対応して、被害生徒を徹底して守り通すとともに、その結果を教育委員会に報告する。
3. 学校は、事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
4. 学校は、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒等についていじめを受けた生徒等が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた生徒等その他の生徒等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
5. 学校は、当該学校の教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた生徒等の保護者といじめを行った生徒等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。
6. 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは岡崎警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する生徒等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに岡崎警察署に通報し、適切に援助を求める。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は速やかに教育委員会に報告をし「重大事態の対応フロー図」(別紙参照)に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 今年度の基本方針

- (1) 昨年度のいじめ実態から明らかになった課題
 - ① SNSで、心ない投稿をしたり、個人情報明らかにしてしまうような画像を投稿したりしてしまう事案があった。
- (2) 課題を解消するための今年度の具体的な取組
 - ① 年度初め、学期終わり(長期休業前)に、各学級で情報モラル指導を行う。入学説明会などでは、講師を招聘し、保護者向けにSNSの危険性を伝える講習会を開く。
 - ② 年5回の教育相談アンケートを行う。この際、思いを記述できる時間を十分に確保する。
 - ③ 教育相談アンケート実施後に担任が学級の生徒全員と面談する。アンケートに書けなかったことも含め、生徒の声に丁寧に耳を傾ける。教育相談はやめておこう
 - ④ 必要に応じて担任と他の教職員とが連携し、情報を共有しながら対応に当たる。
 - ⑤ 普段の生活から生徒との関わりを大切に、信頼関係を築くよう努める。

6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施(1月)し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」はホームページに掲載し、その旨を保護者に周知する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 学校は、学校評価の評価項目の中に、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等の実施状況について位置付けるとともに、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等の取組の改善を図る。

「居場所づくり」と「絆づくり」

居場所づくりとは、生徒が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供すること。教師が、生徒のためにそうした場所づくりをすること。

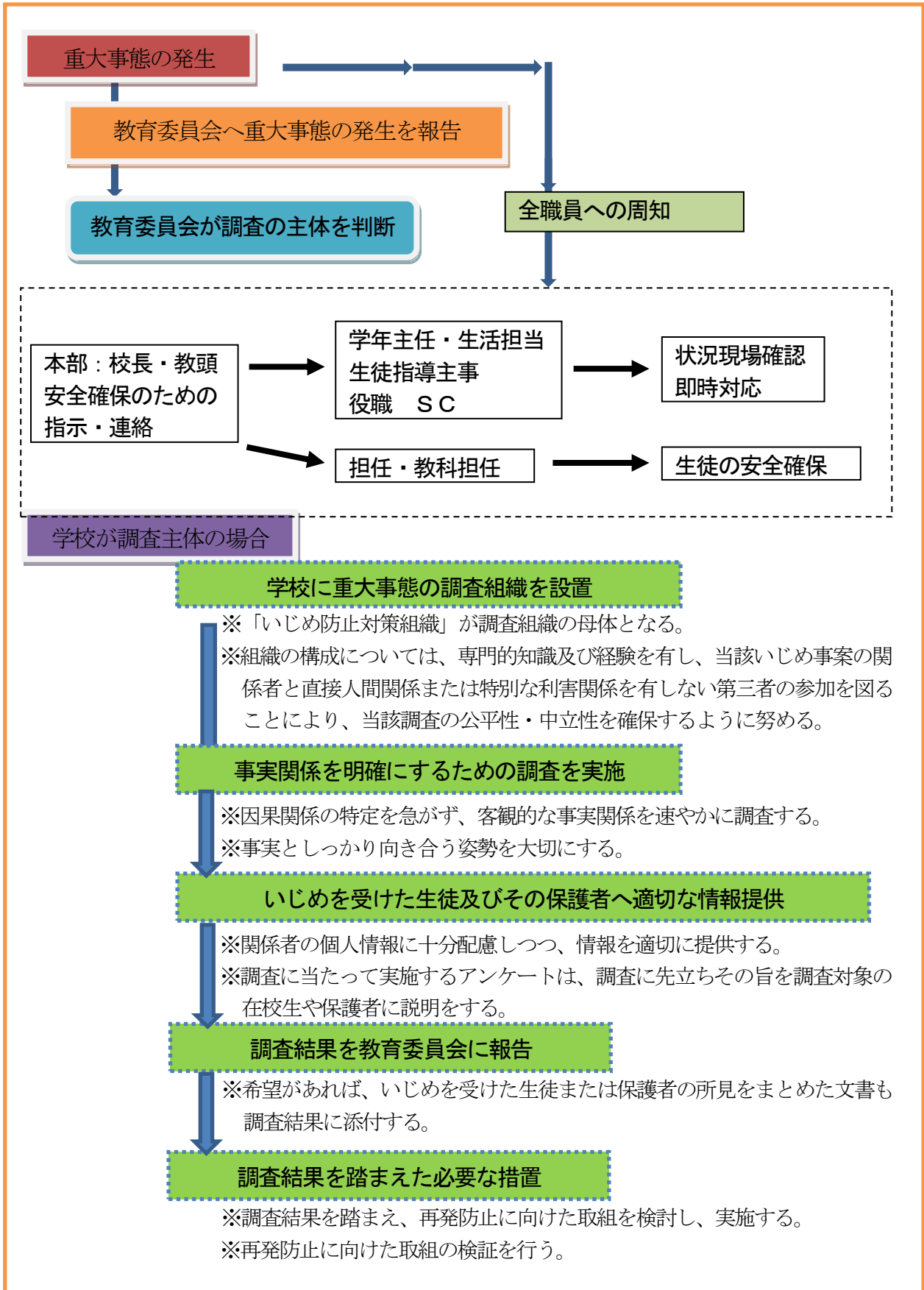
絆づくりとは、主体的に取り組む協働的な活動を通して、生徒自身が「絆」を感じ取り、紡いでいくこと。絆づくりをするのは、生徒自身であり、教師は場づくりをする。

居場所づくり から 絆づくり へ

教師が居場所をつくる!



生徒が絆をつくる!



附則・記録

1. この「学校いじめ防止基本方針」は、平成26年1月8日 25教学第1634号「学校いじめ防止基本方針」策定に関する資料を基に、平成26年2月17日作成し、即日、実施した。
2. 平成26年4月1日、職員会議で周知徹底し、完全実施とする。
3. 平成27年4月3日、職員会議にて、基本方針を再確認し、いじめ防止に全職員で取り組むこととする。
4. 平成28年4月21日、職員会議にて、校長・教頭の指導のもとに基本方針を再確認し、いじめ防止に全職員で取り組むこととする。
5. 平成28年4月20日、職員会議にて、校長・教頭の指導のもとに基本方針を再確認し、新スクールカウンセラーを含めて学期に2回の教育アンケートを実施し、いじめ防止に全職員で取り組むこととする。
6. 平成30年4月に、部分的に書き加え、一部改正する。
7. 令和元年4月に、部分的に書き加え、一部改正する。
8. 令和3年4月に、部分的に書き加え、一部改正する。
9. 令和5年4月に、部分的に書き加え、一部改正する。
10. 令和6年4月に、部分的に書き加え、一部改正する。